

# 一般社団法人茨城県採石業協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人茨城県採石業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を水戸市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、採石業者及び加工業者並びに骨材業者(以下「採石業者等」という。)を技術的、経済的、社会的に向上させることにより、採石に係る災害を防止し、自然環境の保護及び整備並びに国土の保全を目的とし、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)採石業者等に関する技術の進歩改善のための調査研究、立案並びにその指導
- (2)採石業者等の公正かつ、健全な発展のための方策の研究、立案並びにその実施
- (3)採石業者等に関する知識の啓発、情報の提供、資料の頒布
- (4)採石業者等に関する意見の公表、関係行政庁その他団体等への具申、建議または諮問に関する答申
- (5)採石業者等及びこれらをもって組織された団体(以下「団体」という。)の委託を受けて、当該採石業者等及び団体の行うべき事務処理
- (6)災害、公害等の防止体制の確立並びにその指導
- (7)採石業務管理者の資質の向上を図るための教育
- (8)採石業務管理者を育成するため、採石業務管理者試験に対応した講習会の開催
- (9)採石事業に対する理解と採石産業の魅力を正しく理解していただくための啓発活動
- (10)茨城県採石災害防止保証制度に基づいて行う、会員に対する採石場における災害防止等の保証
- (11)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、茨城県において行う。

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて次条の規定によりこの法人の会員となつた者
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて次条の規定によりこの法人の会員となつた者
- (3) 特別会員 学識経験者で総会において推薦され、次条の規定によりこの法人の会員となつた者

2 前項の会員のうち正会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下「法人法」という。)上の社員とする。

### (会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員にならうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

### (経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

### (任意退社)

第8条 会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかつたとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総会

### (構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

### (議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

#### (決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該の正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

#### (役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以内  
(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とし、会長、副会長以外の理事のうち1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とし、専務理事をもって同法第197条で準用する同法第197条第1項に規定する業務執行理事(代表理事以外の理事であって、理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された者をいう。以下同じ。)とする。

#### (役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

- 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員の報酬等)

- 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。
- 3 役員の退職慰労金については、別に定める規定に基づき支給することができる。

#### (顧問及び相談役)

- 第25条の2 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、採石業に関して学識経験を有する者又はこの法人のために特に功労

のあつた者から理事会の同意を得て会長が委嘱する。

- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、若しくは建議を行い又は会議に出席して意見を述べることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第36条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第1項において読み替えて準用する同法第 106 条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第1項において読み替えて準用する同法第 106 条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第20条の規定にかかわらず、この法人の最初の会長は小野瀬英克、専務理事は市毛行雄とする。

## 附 則

この定款は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。